

東京都耐震改修促進計画の改定について（概要）

1 目的と位置づけ

- （1）計画の目的と位置づけ
 - ・ 想定される被害の軽減を図るため、**平成32年度までに**、都内の住宅・建築物の耐震化を促進し、災害に強い東京を実現する。
 - ・ 区市町村が策定する耐震改修促進計画の指針とする。
- （2）対象区域と対象建築物
 - ・ 対象区域は、都内全域とする。
 - ・ 対象建築物は、新耐震基準（昭和56年6月1日施行）以前に建築された住宅・建築物とする。
- （3）計画期間と検証
 - ・ 計画期間は、**平成23年度から平成32年度までの10年間**とする。
 - ・ 定期的に検証し、必要に応じて計画を改定する。

2 基本方針

- （1）想定する地震の規模・被害の状況
 - ・ 「首都直下地震による東京の被害想定」（平成18年5月、東京都防災会議）に基づき、東京湾北部地震と多摩直下地震（いずれもM7.3）を想定する。

（2）耐震化の現状と目標

	現状		目標	
	22年度末	27年度末	32年度末	
住宅	81.2%	90%	95%	
民間特定建築物	82.3%	90%	95%	
防災上重要な公共建築物	90.3%	100%		

- ・ 民間特定建築物のうち、大規模な百貨店・ホテル等は、平成27年度までに耐震化率を100%とする。
- ・ 緊急輸送道路沿道建築物は、平成27年度までに耐震化率を100%とする。

3 耐震診断・耐震改修の促進を図るための施策

- （1）基本的な取組方針
 - ・ 自助・共助・公助の原則に基づき、建物所有者による主体的な取組を促す。
 - ・ 技術的な支援を実施するとともに、公共的な観点から必要がある場合には、財政的な支援を実施する。耐震化促進に向け、区市町村や関係団体との連携を図る。
- （2）重点的に取り組むべき施策
 - ア 幹線道路沿いの耐震化
 - ・ 地震発生時に閉塞を防ぐべき道路を指定し、一定の高さを超える沿道建築物の耐震化を促進する。
 - ・ **「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」に基づき、耐震診断を義務付けるとともに、耐震診断・改修等の費用助成を実施する。**
 - イ 木造住宅密集地域の不燃化・耐震化
 - ・ 防災都市づくり推進計画に定められた整備地域を対象に木造住宅密集地域整備事業を推進し、不燃化・耐震化を促進する。**改善を一段と加速するため、「木密地域不燃化10年プロジェクト」を推進する。**
 - ・ 整備地域内の木造住宅を対象として、耐震診断・改修等の費用助成を実施する。
 - ウ 重点的に耐震化を図るべき建築物
 - ・ 防災上重要な公共建築物については、耐震診断を速やかに実施し、計画的に耐震化を推進する。
 - ・ 民間特定建築物のうち、百貨店・ホテル等については、耐震改修促進法に基づき耐震化を強く働きかける。
 - ・ 分譲マンションについては、耐震診断・改修等の費用助成、**「マンション啓発隊」による普及啓発**などにより、耐震化を促進する。
 - ・ **木造住宅については、耐震診断の速やかな実施やリフォーム工事との連携などにより、耐震化を促進する。**
- （3）普及啓発と環境整備
 - ・ **「耐震マーク表示制度」により、都民の耐震化への意識や機運を高める。**
 - ・ 信頼できる耐震改修工法・装置の普及、耐震診断技術者や改修施工者の育成と情報提供を行う。
 - ・ 相談窓口の充実や地震ハザードマップ等の活用による普及啓発・情報提供を行う。

4 総合的な安全対策

- ・ 窓ガラス等の落下物対策、ブロック塀の倒壊防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策、**大規模空間の天井落下防止対策**を促進する。
- ・ **液状化対策、長周期地震動対策について検討し、必要な対策を講じる。**
- ・ 新築される住宅・建築物については、建築基準法に基づく建築確認・中間検査・完了検査の実施を徹底する。

※ 青文字は今回の改定で変更・追加する部分